

# 成長特区における優遇税制

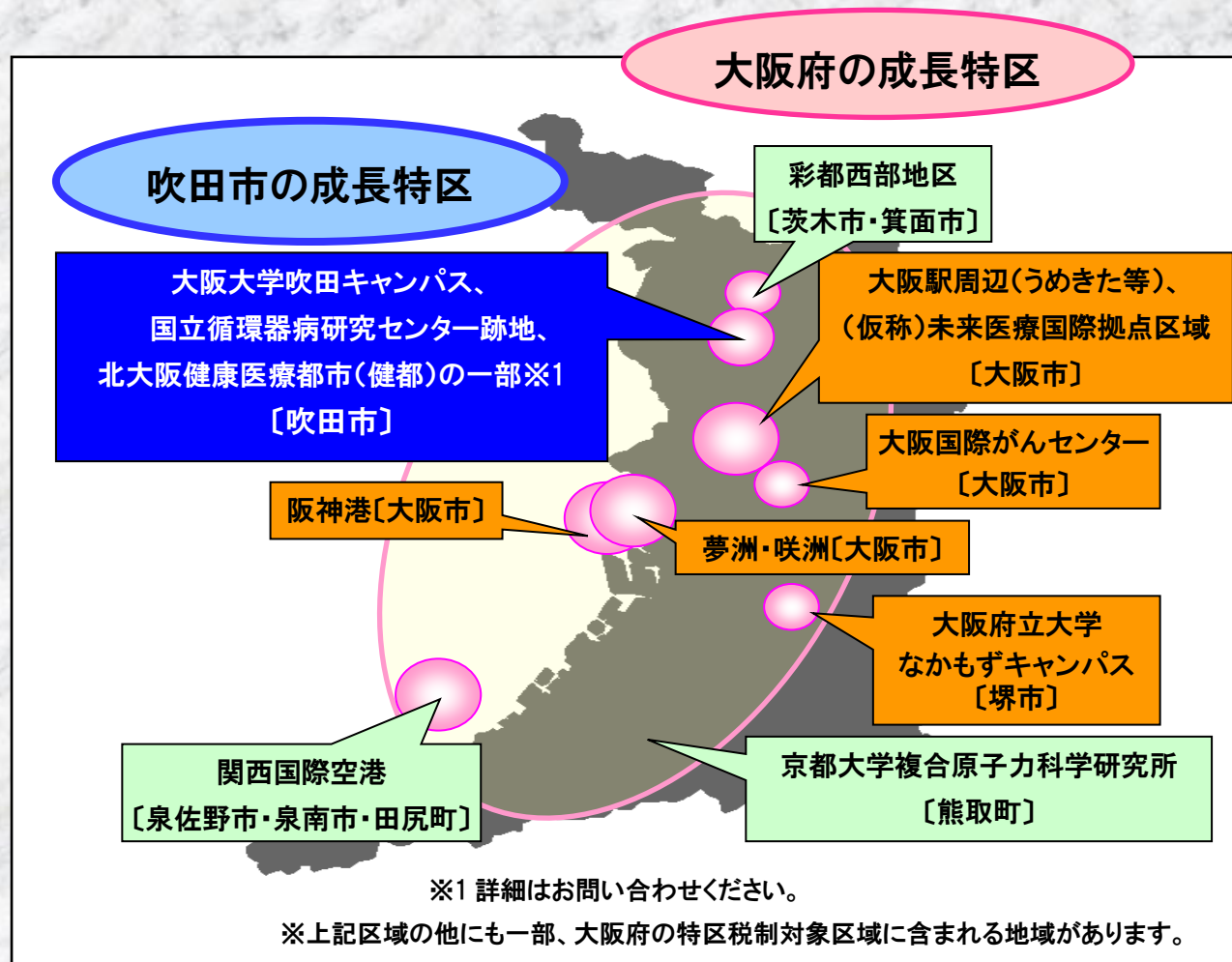
## ～成長特区進出企業の 地方税(市税・府税)が「最大ゼロ」に!～

大阪府と連携し、「成長特区※」に進出する企業に対して優遇税制による支援を行います。

成長特区に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行う事業者は、市税(法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税)及び府税(法人府民税、法人事業税、不動産取得税)について、軽減措置を受けることができます。

※「成長産業特別集積区域」の略

### 対象となる地域



### 対象となる事業者・支援内容

#### 事業者

市内成長特区(国立循環器病研究センター、大阪大学吹田キャンパス、北大阪健康医療都市(健都)の一部)に進出し、ライフサイエンスや新エネルギーなどに関する事業について、大阪府の成長産業事業計画の認定を受け、事業を実施

#### 市税

- ・法人市民税
- ・固定資産税
- ・都市計画税
- ・事業所税

#### 府税

- ・法人府民税
- ・法人事業税
- ・不動産取得税

**<最大>  
5年間ゼロ + 5年間1/2軽減**

### 成長産業特別集積区域(成長特区)について

大阪府が、成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化を図ることを目的に、「関西イノベーション国際戦略総合特区」における国の取り組みを強化した大阪府独自の優遇制度(大阪府成長特区税制)を平成28年(2016年)4月から実施しています。

この制度は、これまでの大阪府特区税制の取り組みを引き継ぐとともに、国の特区以外でも府内で新たに成長産業の集積を図るべき区域を、大阪府が独自に追加できる制度で、対象区域は市町村からの申請により、大阪府が指定を行い市町村と連携して一体的に成長産業集積の環境整備を図るものです。

#### 対象事業

##### ライフサイエンス分野

(医薬品・医療機器)(再生医療等)(医療・介護ロボット)  
(治験・臨床研究)(医療情報システム)(医療施設・設備)(健康関連)

##### 新エネルギー分野

(環境配慮型自動車関連)(太陽光・風力・水素等)(スマートコミュニティ)  
(リチウムイオン電池)(省エネ機器)

##### それらを支援する事業

【国際貨物(船舶・航空)、MICE】

《制度内容の詳細、申請手続などについてはP13をご覧ください》